

国立大学法人福井大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 福井大学は、教育地域科学、医学、工学の各分野がそれぞれ独自性を発揮しつつ、有機的に連携・融合しながら、人々が健やかに暮らせるための学術文化や科学・技術に関する高度な教育を実施するとともに、世界的水準の研究推進を創設の理念とする。 福井大学が位置する福井県域は、豊かな自然と文化に恵まれた良好な環境を維持しつつ、地域に根ざした個性的な産業を創生してきた。また、福井県は、多くの原子力発電所が立地する電源供給県である。 このような創設の理念及び地域の特性を踏まえ、地域や国際社会にも貢献し得る人材を育成するとともに、基礎研究を重視しつつ、高エネルギー医学、遠赤外領域、原子力の安全分野での世界的水準の研究を始めとした独創的な研究及び高度な先端医療を実践することによって、地域はもとより国及び国際的にも貢献し得ることを目標とする。 福井大学の機能を強化し、拡大充実するために、近隣の高等教育機関との連携協力を推進する。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。 2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 高い倫理観に裏打ちされた高い教養と豊かな人間性を持ち高度な専門的知識を備えた創造力のある人材の育成を目指して、学部と大学院の教育の質的向上を図る。 (1) 教育の成果に関する目標 [学士課程] 各学部各分野の教育理念・目標を達成するために、文化創造の基盤となる教養教育を土台とし、専門の基礎的知識や技術を習得させるとともに、実践的な力量及び学問的な探</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 ○教養教育等の成果に関する具体的目標の設定 ① 共通教育センター方式の整備・充実を図る。 ② 各学部の教育理念・目標を踏まえた教養教育の充実を図る。 ③ 情報リテラシー教育の充実及び語学力の向上に努める。</p>

究能力の育成を図る。さらに、人類の調和ある発展と福祉に貢献し、地域はもとより国内外において活躍できる高い独創性と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

[大学院課程]

学部における基礎的知識及び実社会における実践的能力等の基盤の上に高度の専門的知識とともに優れた研究能力を備え、地域はもとより広く国際的な活動に貢献できる高い教育的資質を持つ人材及び高度な技術者・研究者を育成する。さらには、21世紀COEプログラムの推進により、世界をリードする創造的な人材育成に努める。

(2) 教育内容等に関する目標

① アドミッション・ポリシーに関する基本方針

[学士課程]

各学部のアドミッション・ポリシーの策定を行い、その学内外への公表と周知を図り、それに相応しい学生受入れのシステムの構築を目指す。

[大学院課程]

各研究科のアドミッション・ポリシーの策定を行い、その学内外への公表と周知を図り、それに相応しい学生の受入れのシステムの構築を目指す。

② 教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針

○教育課程に関する基本方針

専門職として実践的力量を形成するために、地域と大学との協働ネットワークの構築を図るとともに、高度技術者・医療人としての力量形成を目指すカリキュラム・デザインの基本方針を明確にし、併せて、国際化に対応できるカリキュラムの整備を目指す。

○教育方法に関する基本方針

主体的、能動的に学ぶことのできる教育方法の工夫並

- ④ 動機づけ教育充実のための検討を行う。
- ⑤ 探究的課題解決能力形成に資するカリキュラムの編成を進める。
- ⑥ 基礎知識及び基礎技術の確実な習得および到達度を考慮したカリキュラムを点検評価し、改善を図る。
- ⑦ 単位互換制度などの活用により、履修可能な科目の拡充を図る。

○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- ① インターンシップ制度の積極的活用を通して職業意識を喚起する。
- ② 大学院への進学率や国家試験等の合格率の向上を目指す指導を行う。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ① 学生による授業評価や学生及び教員へのカリキュラムに関する調査等を実施し、学習ニーズと教育成果を検証する。
- ② 卒業生並びに卒業生の就職先等を対象に、教育の成果・効果等を調査・検証するシステムを構築する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

[学士課程]

- ① アドミッションセンターの整備を図り、入試方法の点検と改善を図る。
- ② 大学説明会、ホームページ等を通してアドミッション・ポリシーの浸透を図る。
- ③ 入学生の受験時から卒業後までの一連の調査を行い、入学者選抜方法等の改善に資する。
- ④ 受験者への広報及び入試情報の適切な開示に努める。

[大学院課程]

- ① 各研究科及び各専攻・専修のアドミッション・ポリシーと適切な選抜方法の整備を行う。
- ② 社会人、外国人留学生への門戸を広げる。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

[学士課程]

- ① 学生の学習目的を明確にするためのオリエンテーションを充実する。
- ② 評価を反映させたカリキュラムの点検・再編を図る。
- ③ テュートリアル教育の導入など探究的課題解決能力形成に資するカリキュラムを充実させる。
- ④ 社会的な要請のある新分野についての教育課程編成を検討する。

[大学院課程]

- ① 社会人、外国人など多様な学生の受入れ体制とそのための教育課程の整備を進める。
- ② 学問的進歩や社会的ニーズに鑑みたカリキュラムの編成に努める。

[共通]

- ・ 留学生に対する英語による教育プログラムと日本語教育プログラムを充実させる。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ① グループ学習、ディベート学習など多様な授業形態を取り入れ、学生同士の交流を促

びに評価を組み入れた教育方法の開発に努め、そのための教育研修を行う。

○成績評価に関する基本方針

学習目標とともに成績の評価基準を明らかにし、厳格かつ一貫性のある成績評価を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

○教職員の配置に関する基本方針

教育分野の変化を的確に判断し、公正で一貫性のある採用のもとで、適切な人材の登用を目指すとともに、業績と能力に配慮して、適材適所の配置を目指す。

○教育環境の整備に関する基本方針

学生及び大学院生が高い満足度が得られるように教育環境を整備する。

○教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

教育の質を向上させるために、教員個々人の教育業績及び共同の教育プログラムを評価するシステムを整備する。また、あらゆる教職員に対して職能向上の研修機会を提供し、その成果が実践に役立つ手段を講ずる。

(4) 学生への支援に関する目標

- ・ 全ての学生が積極的かつ意欲的に学習活動を展開できるように、学習支援体制の整備、充実を図る。

進し、学習へのインセンティブを高める。

- ② 教育方法や評価法を開発する大学教育に関するセンターの設置を検討する。
- ③ 教養教育、専門教育等の拡充を目的としたIT教育の拡大、e-Learning、遠隔教育の導入を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ① 成績評価について教員の共通理解を深め、共通の指針の策定を目指す。
- ② 学習のねらいと成績評価の基準を明確にしてシラバスに記載する。
- ③ 成績評価に基づき退学勧告制度の活用・導入について検討する。

○学部・研究科等の教育内容に関する特記事項

- ① 特色ある大学教育支援プログラムに基づき、「ライフパートナー事業」や「探求ネットワーク事業」などの実践的教育を行えるカリキュラムの整備・充実を図る。
- ② 医学部の医学教育モデルコアカリキュラムに準拠したカリキュラムの点検・整備充実を図る。
- ③ 大学院医学系研究科博士課程では、21世紀COEプログラムの教育実施計画に基づく大学院学生の支援を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ① 教育の実施状況と問題点を把握し、教員配置の適正化を図る。
- ② 男女共同参画を実現するための取組みについて更に検討する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ① 附属図書館、総合情報処理センターからなるメディアコモンの実現に努力する。
- ② 附属図書館の学習支援機能を強化する。
- ③ 情報リテラシー教育の施設・設備の充実を図る。
- ④ 学生・大学院生の教育環境の整備を図る。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ① 教員個々人の教育上の取り組みを評価し、それをフィードバックするシステムを構築する。
- ② 講義の公開、講義ビデオの作成などを通して、教育の質の向上に資する。
- ③ 教員の教育方法の充実並びに教育方法改善のための財政的措置を検討する。
- ④ 教育目標の達成度について、卒業生を対象にした評価方法を検討する。

○教材、学習指導方法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ① 教育方法や評価法を研究開発する大学教育に関するセンターの設置を検討する。
- ② 同僚教員、卒業生及び学生による効果的な教育評価を取り入れる等の多様な方法を検討するとともに優秀教員表彰制度なども活用する。
- ③ FDを積極的に実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ① 学生の履修指導や生活指導等を総合的に支援するための学生支援センターの設置を検討する。

- ・ 社会人や留学生を含めて、全学生が心身ともに健康で充実した学生生活を送れるように、学生相談や経済的支援の体制を強化する。
- ・ 学生が将来を見通し意欲的に学生生活を送れるように、就職支援や進路相談の体制を強化する。

- ② 全教員が週1回以上の定期的なオフィス・アワーを設定する。
- ③ 助言教員、指導教員等の制度や学生相談室の機能の充実を図る。
- ④ シラバスの充実及び学生が利用しやすい方法を検討する。
- ⑤ TAの積極的活用、少人数クラスの編成、補習授業の開設を推進する。
- ⑥ 学生ボランティアの組織化及び施設・設備の充実などを進め、身体障害者学生の学習環境を改善する。
- ⑦ 学生相互の交流や課外活動を支援する施設・設備の充実を図る。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ① 保健管理センターや学生相談室の機能を強化する。
- ② 学生のメンタルヘルスのために保健管理センターを中心とした組織体制の充実を図る。
- ③ 教職員に対し、学生相談に対応できる能力を養うための研修会を開催する。
- ④ 大学教育入門セミナーの内容や新入生合宿研修を充実する等、大学生活への早期適応を支援する。
- ⑤ インターンシップを取り入れるなど、実社会体験の機会を拡充する。
- ⑥ 「就職室」の設置等、学生の進路相談体制を充実し、就職ガイダンスや企業・病院説明会を充実させる。
- ⑦ 就職指導については一元体制をとり、個別の企業訪問等を通して就職先の開拓に積極的に取り組む。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・ 入学料・授業料免除の方法の改善など奨学制度の充実を検討する。

○社会人・留学生等に対する配慮

- ① 長期履修制度の拡大を図る。
- ② 留学生センターを中心に留学生の進路支援の活動を強化する。

2 研究に関する目標

高度な学術を継承し、新たな学術を創造する世界的水準の研究を目指すとともに、地域社会との連携を推進し、研究等の成果を社会に広く還元するシステムを整備する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 科学の発展に寄与する質の高い基礎研究を推進する。
- ・ 国際社会、地域社会へ貢献できる知的成果を探究し、広く国内外の社会に発信できる知的拠点を形成する。
- ・ 基礎研究と応用研究のバランスをとりながら、人類の知的財産の獲得と福祉の向上に貢献する高水準の研究を目指す。
- ・ 21世紀COEプログラムに基づく世界最高水準の研究を目指す。
- ・ 地域に根ざした新しい総合的、実践的な共同研究を目指す。
- ・ 本学の立地、歴史、特色等から目指すべき研究の方向

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- ① 本学の理念・基本的な目標に則り、独創的でかつ特色のある研究課題（分野）を設定し、推進する。
- ② 21世紀COEプログラムに基づく世界最高水準の研究教育拠点形成を推進する。

○大学として重点的に取り組む領域

- ① 地域・学校と協働ですすめる地域の学校改革とそのための実践的な教育研究を行う。
- ② 地域の文化、住民生活、自治の向上に資する地域科学研究を行う。
- ③ 地域の教育研究ネットワークの中心的存在としての役割を強化する研究を行う。
- ④ 神経系、免疫系などを対象として細胞の分化と増殖の制御機構を分子レベルで明らかにし、高次生体システムの発達・構築とその維持に関わるメカニズムの解明に関する研究を行う。

性と全学的に取り組むべき重点研究領域を明確にし、強
力に推進する。

- ・ 研究の水準・成果を的確に評価・フィードバックして
研究の質の向上を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ・ 学術研究の動向や社会のニーズ等に応じて、研究
組織の柔軟な編成や学内外の研究組織・機関との連
携・協力を図るとともに、研究目標の達成に向け、
研究者の弾力的な配置を図る。
- ・ 研究活性化のために、重点的な資源配分、流動的
な研究施設の利用を図り、研究環境を整備する。
- ・ 研究業績等に基づく学内の評価システムを検討し
、評価結果を研究体制の整備等に反映させる。
- ・ 21世紀COEプログラムに基づく世界的な研究
教育拠点形成に向けた体制整備を図る。

- ⑤ 生殖・内分泌医学に関する基礎的研究及びトランスレーショナルリサーチ（基礎的な
研究成果の臨床応用）に繋がる研究を行う。
- ⑥ 人の生活の質（QOL）と福祉の向上に関連する様々な領域を結集した医学研究を行
う。
- ⑦ 生体内の様々な機能情報を画像化するための標識薬剤の開発研究とデータ収集・解析
法の開発研究を行い、悪性腫瘍、脳疾患、心疾患などにおける臨床的意義の確立を目指
す。
- ⑧ 健康障害をもつ人々の生活の質の向上と健康維持に寄与できる看護学研究を行う。
- ⑨ 物質、システム、環境設計系諸分野の発展に寄与する研究を行う。
- ⑩ ファイバーアメニティ研究、原子力・エネルギー安全工学研究など地域社会の産業活
性化と既存産業の活性化と新産業創出に寄与できる研究を行う。
- ⑪ 国内外の研究機関との共同研究で遠赤外領域開発研究センター、高エネルギー医学研
究センターなど国際的な研究拠点として先導的な役割を果たす研究を行う。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ① 大学の研究成果を教育界、医療界、産業界等に幅広く積極的に公表するシステムを構
築する。
- ② 特許等の技術移転や技術相談・指導を積極的に行う。
- ③ 学校教育や社会基盤に関して、共同研究等を通じ、地域社会に成果を還元する。
- ④ 地域、自治体等との連携を進め、地域住民の健康増進、疾患の予防と克服を図る。
- ⑤ 地域共同研究センターとVBL等の活動を活性化し、また、インキュベーション施設
やTLOの設置について、検討を進める。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 重点研究領域の選定、研究成果の評価、評価結果のフィードバックシステムに関する
審議機関を設置し、研究の水準・成果と質の向上のための方策を検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ① 策定した研究目的・目標及び研究理念に即した研究を行うため、人的資源を学長の下
、全学的観点から最適な定員配置を検討する。
- ② 学部・学科・専攻の枠を超えたグループや学外研究機関と連携した共同研究組織を弾
力的に設置する。
- ③ 若手研究者の活用のため、プロジェクト型の研究部門に任期制、年俸制の在り方を検
討する。
- ④ 可能な教育・研究分野からサバティカル制度の導入を検討する。
- ⑤ RAの一層有効的な活用について検討する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ① 基盤的研究資金及び競争的研究資金を設定し、適切な配分システムを確立する。
- ② 重点研究推進テーマを設定し、重点的に予算配分を行うとともに、その評価を行う。
- ③ 発展性の高い研究・萌芽的研究について、特に優れたものについては重点的に予算配
分等を行う。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ① 研究室の再配分システムにより共同利用研究スペースを確保し、競争的資金による研究や大型プロジェクト研究のための研究スペースを優先的に配分する。
- ② 総合実験研究支援センターを中心に、学内共同利用のための設備の集約や、先端的大型研究設備の計画的な整備を図る。
- ③ 学内の共通利用設備・機器の整備と学内外の施設・機器の相互利用を推進する。
- ④ 附属図書館等における研究支援機能を充実させる。
- 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
 - ① 学内で生じた知的財産を管理・活用するための組織として設置された「知的財産本部」の充実を図り、研究開発力を高め、その成果を産業界・医療界に還元する。
 - ② 大学・地方公共団体・企業等との積極的な共同研究や受託研究を推進する。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ① 研究活動の評価基準を作成する委員会を設置し、研究業績等について評価システムを確立する。
 - ② 評価に当たっては、相応の業績を有する学外専門家（必要に応じて外国人研究者も含む。）による評価を実施する。
 - ③ 評価結果は全研究者に周知し、改善を促すとともに継続的に評価する。高い評価の研究者には、インセンティブを考慮する。
- 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
 - ① 研究者の学内外との共同研究実施状況をデータベース化し、情報提供することにより共同研究の活性化を図る。
 - ② 北陸地区国立大学の連携協力体制の確立に努める。
 - ③ 共同研究に対する財政的な支援を行うことにより学内共同研究を活性化させる。
 - ④ 大型プロジェクトへの応募を積極的に進める。
 - ⑤ 「医工教研究交流推進特別委員会」を設置し、統合を活かした新たな研究分野の開拓に努める。
- 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項
 - ① 高エネルギー医学研究センターを、医学科講座との連携を強化する形で改組し、21世紀COEプログラムを核に世界に誇る画像医学の研究教育拠点としての形成を目指す。
 - ② 遠赤外領域開発研究センターは、遠赤外領域の基礎技術、応用技術及び新技術の開発・活用に関する研究を行い、遠赤外領域の総合的開発研究を推進するとともに、遠赤外領域研究の世界拠点としての役割を果たす。
 - ③ 工学研究科に「原子力・エネルギー安全工学独立専攻」を設置し、原子力の平和利用、安全性を第一とした材料・情報・制御・電力需給・電源地域共生システム及び健全なエネルギー環境の構築の各課題に関する研究を行い、この分野で活躍する高度専門技術者を養成する。
 - ④ 策定した研究目標が円滑に推進できるよう総合実験研究支援センターの整備を進める。特に、その集約化を図り、人的及び予算面での配慮を行い、その活性化を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

○教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

高度な知的拠点として、大学（附属学校園を含む）の有する教育・研究機能をもって地域社会の教育、文化、経済、産業等の発展に貢献する。

○教育研究における国際交流・協力等に関する基本方針

国際交流と協力事業を推進し、国際的に活躍できる人材の育成を図るとともに、共同研究等を通じて、国際貢献を目指す。

- ① 特色ある大学教育支援プログラムに基づき、地域と協働して、教師の専門的な力量を形成するための「ライフパートナー事業」や「探求ネットワーク事業」などのプロジェクトを充実させる。
- ② 社会人の教育に関して、サテライト教室など学外の教育拠点を設置し、生涯学習の拡充を図る。
- ③ 地域や関係機関等に対して、知的資産の活用と人的協力等を行うための支援体制を整備する。
- ④ 地域ニーズの把握に努め、大学の特色を生かした教育・研究・医療の成果等を市民に開放する。
- ⑤ 市民のためのブラッシュアップ、キャリアアップを目指した講座の開設に努める。
- ⑥ 講義や実習、研修などに積極的に地域社会で活躍する専門家を招聘し、幅広い大学教育を実施する。
- ⑦ 地域住民に対する図書の貸出しや日曜日・休日開館を実施する等、附属図書館の地域への開放を図る。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- ① 地方公共団体の事業ニーズを把握し提案を行う。
- ② 地方自治体との友好協力協定による地域連携を推進する。
- ③ 知的財産権を総括的に管理・運用する委員会、担当部署等を整備し、特許等の技術移転や民間企業等との共同研究の推進、その効率化を図る。
- ④ 地域の産業界等との連携、協力体制を強化し、社会連携を推進する。
- ⑤ マスメディアへの公表システムの構築など、学内研究成果及び知的資源の情報発信体制を整備するとともに、学会・研究会等での情報発信に努める。
- ⑥ 研究者情報や研究成果情報を積極的に公開していくためにインターネットや大学広報誌等による広報活動の充実を図る。
- ⑦ 地方公共団体、公益法人等の審議会や諮問委員会等に積極的に参画する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・ 福井県内の高等教育機関及び医療機関との教育・研究・診療及び地域社会貢献に関する連携・協力関係を強化する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ① 留学生センターに国際交流機能を持たせ、国際交流の一層の推進を図る。
- ② 海外の学術交流協定校等への学生派遣、単位互換制度を整備する。
- ③ 短期留学生プログラムの充実を図る。
- ④ 帰国留学生同窓会の支部を帰国先に設置し、連携して各種交流を推進する。
- ⑤ 留学生による国際交流ネットワーク（こころねっと）の活動を拡充する。
- ⑥ 国際交流を推進するために必要な基金の獲得を目指す。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ① 大学を軸とする国際交流連携を地域に広げ、経済界・医療界や地域社会における国際交流活動の支援等を進める。
- ② 国際共同研究を推進し、また、JICA等を通じた海外協力プロジェクト等を推進する。
- ③ 海外の学術交流協定機関を中心に、国際的視野に立った共同研究を実施し、その成果

(2) 附属病院に関する目標

附属病院においては、将来の医療を担う医療従事者の育成を行うとともに臨床研究の実践の場として、また、高度機能病院としての更なる充実を図り、地域医療の中核として生命倫理に基づいた医療の実践に努め、併せて、地域・地方自治体等との連携の強化を図ることを目標とする。この目標の達成のために、「教育・研修」、「研究」及び「診療」機能の活性化を図るとともに、病院長を中心とした柔軟な運営体制を構築する。

を相手機関に還元する等、先端的研究の面で国際社会への貢献を図る。

④ 教職員や学生の国際会議等への参加や海外研修等への支援を進める。

⑤ 客員教授、機関研究員等の制度による海外研究者の招聘を促進し、研究面でのグローバル化を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

[医療サービスの向上]

① 医療の質向上及び患者サービスの向上を図るため、設備の更新あるいは新規導入並びに建物の増改築等の病院再整備計画を策定し、その推進に努める。

② 患者本位の医療を実施するため、EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を推進するほか、外来診療予約制を導入する。さらに、「医療福祉支援センター (仮称)」を設置し、患者支援、地域連携等の業務の充実を図る。

③ 高度先進医療を推進するために、診療科間を横断した診療体制による「急性期心・脳血管障害治療センター (仮称)」及び「先進がん集学的治療センター (仮称)」の設置を検討する。最新の画像診断機器を活用し、「先端医療画像センター」を設置する。

④ 中央診療施設、特殊診療施設の充実により、病院機能の向上を図る。

⑤ 総合的診療能力の向上を図るとともに、臓器別診療体制を確立する。

[経営の効率化]

① 効率的な病院経営を推進するため、経営戦略企画部により、効率的な病院経営のための施策の企画立案を行うとともに、各種の戦略的施策を推進する。

② 自己収入の増収を図るため、病床稼働率の向上、並びに地域医療連携を充実し、平均在院日数の短縮及び患者紹介率の向上等を目指す。

③ 固定的経費の削減を図るため、徹底した経営分析による光熱水料、人件費等の管理的経費の削減及び人員配置の見直し、業務のアウトソーシング、施設・設備並びに医療機器等の効率的活用を推進する。

④ 医療費の削減を図るため、全職員が病院経営情報を共有化できるシステムを整備し、各種経営施策を周知しつつ事業を展開する体制を構築する。

○良質な医療人養成の具体的方策

① 医師の卒前臨床教育は、臨床教授制度の充実、クリニカル・クラークシップ (診療参加型臨床実習) の積極的導入を図る。

② 医師の卒後初期臨床研修は、研修協力病院と連携した「卒後臨床研修センター」で企画運用するとともに、初期臨床研修終了後の専門医資格取得のための環境整備に努める。

③ 医師の生涯学習のため、研修登録医の受入れ体制を充実させるとともに、セミナー等を開催し最新医学情報の提供を行うことを積極的に検討し、実施する。

④ コ・メディカルの卒前臨床教育・卒後研修を促進するための体制の整備に努める。

○研究成果の診療への反映や先端医療の導入のための具体的方策

① 臨床研究・トランスレーショナルリサーチ支援のため、診療科間を横断した診療体制を構築する。

② 先端医療技術開発への学内外の医学研究者や他学系研究者の参加を推進する。

③ 高度先進医療・特定疾患治療研究事業の継続的な拡充に努める。

④ 重点診療領域を定め、先端医療を推進する。

(3) 附属学校に関する目標

学校教育法に基づき、保育又は教育を行うとともに、学部及び大学院における幼児・児童・生徒の教育に関する研究並びに教員養成のための研究・教育を大学の計画に基づいて実施する。また、地域の教育委員会や学校と連携しながら、教育の今日的要請を踏まえ、地域の指導的な教育研究拠点校として、教育研究及び教師教育の役割を担う。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- ・ 大学の自主的・自律的な企画運営を推進し、特色ある教育・研究・診療の発展に資する。
- ・ 福井大学の基本的な目標・使命を効果的に遂行するために、業務運営の持続的改善及び効率化を可能にする体制の構築を図るとともに、大学間連携・協力体制を確立・強化する。

⑤ 治験管理センターによる薬品開発と臨床研究の活性化を図る。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- ① 臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技師等の医療技術職員は、病院長の一括管理とし、効率的な要員配置を可能とする。また、薬剤部、看護部の組織の効率的な運用を図るための見直し改善を行う。
- ② 個人ごとの能力に応じた適切な人員配置や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の確立を検討する。

○その他（地域医療への貢献に関する具体的方策）

- ① P E T等の先端医療技術を用いた人間ドックの実施を検討する。また、生活習慣病に対する健診等の実施を含めて行う「健康予防科学総合センター（仮称）」の設置を検討する。
- ② 画像情報ネットワークシステムの整備を進め、地域医療機関等との遠隔画像情報交換システムを構築する。
- ③ 救急部・総合診療部と各診療科等が連携し、全ての救急患者の診療が可能な体制を確立するとともに、広域災害発生時等の緊急時における救急医療体制の整備・充実を図る。

○その他（管理運営等に関する具体的方策）

- ① 病院長のリーダーシップをより効率的・効果的に実現する環境を整える。
- ② 平成15年度に病院全体で認証取得したISO9001を継続し、品質マネジメントシステムを発展・改善させる。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 幼稚園から中学校までの12年間を見通したカリキュラム編成のための附属学校園間における共同研究、授業交流や教員の交流を推進し連携を強化する。
- ② 附属学校教諭と大学教員からなる研究部会を中心に研究組織を構築し、中学校選択教科、小学校カリキュラムでの教科担任制の導入、校園間及び異学年間の交流学习、特別支援学校での自立と社会参加のための地域の支援・連携のあり方について教育研究を推進する。
- ③ 教員養成系学生の4年間を通しての実践教育の場として役割を果たす。
- ④ 大学院教育学研究科でのインターンシップ制度の導入による大学院生の受入れや夜間主・学校改革実践研究コースを活用した共同研究・教師教育を実施する。
- ⑤ 附属学校園の目的を踏まえた入学者選抜方法の検討及び校種間の円滑な接続を図る。
- ⑥ 地域の教育研究拠点校及び教育問題の先導的情報発信校としての機能を高める。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ① 学長等がリーダーシップを発揮できる全学運営体制を構築する。
- ② 役員会、経営協議会及び教育研究評議会での議決・審議事項を明確にし、学長の意思決定、諮問の円滑化を図るため、執行体制を整備する。
- ③ 学長及び副学長の補佐体制を整備する。
- ④ 学長、副学長等の下に学内各種委員会を整理統合する。

○学部長等を中心とした機動的・計画的な学部等運営に関する具体的方策

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究組織は、学問研究の条理を踏まえつつ、教育の質の転換、教育方法の発達、研究に対する社会ニーズの変化、学問領域の変遷、地域社会との連携関係の進展等に対応して、常に見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

教養教育の充実、専門教育の高度化、多彩な教育活動の展開、特徴的研究分野の伸張、先端的な高度医療の推進、社会の多様なニーズへの対応、大学経営の健全化等を計画的・効果的に実現していくために、柔軟な人事システムを構築し、人的資源を最大限に活用する。

また、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、

・ 各部局の設置目的に沿って、学部長を中心とした機敏な学部運営を実施する。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ① 大学の運営に構成員の意思が十分反映できるような仕組みを整備する。
- ② 事務の組織・制度等の検討、評価を行う委員会（教員も参画）を設置し、教育・研究及び大学経営の展開に資する事務組織の在り方を検討する。

○全学的視点からの計画的な学内資源配分に関する具体的方策

- ① 全学的な経営及び教育・研究・診療の視点から中長期基本計画を確立し、それに基づく年度計画を作成し公表する。
- ② 年度計画に沿って学内資源配分を役員会を中心に検討、実施する。
- ③ 実施結果については、厳正な評価を行い、そのための客観的な指標を設定する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

・ 積極的に学外の有識者・専門家を登用する。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

・ 学内組織として「監査室（仮称）」を設置し、内部監査を行うとともに、監事の求めに応じ監査の支援を図る。

○国立大学間等の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ① 北陸地区国立大学連合を通しての教育・研究・運営協力を推進する。
- ② 東海・北陸地区国立大学間の連絡組織に積極的に参画する。
- ③ 福井県内の高等教育機関との教育・研究及び地域社会貢献に関する連携・協力関係を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ① 副学長を中心に、教養教育、専門教育、大学院教育の実施組織及び学術研究・プロジェクト研究の実施組織の見直しを検討する。
- ② 全学的な視点から教員組織、事務組織及び技術職員組織等の編成・転換を柔軟に行う。

○教育研究組織の見直しの方向性

- ① 学問動向、社会ニーズ、特徴的分野の変遷に柔軟に対応しうる研究組織の構築を図る。
- ② 各種センター等を教育研究組織として位置付け、教員配置、支援職員配置の適正化を図るとともに必要に応じて再編成する。
- ③ 教育・研究・診療等の目的に則り、それぞれの重点分野、特徴的分野を格段に伸ばすため、柔軟に教育・研究・診療組織を編成するように努める。
- ④ 研究組織編成を柔軟にするために必要な教員、技術職員及び資源に関する全学的な視点からの管理体制を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ① 教員の多様な活動を教育、研究、診療などに対する貢献で総合的に評価するための厳正かつ客観的評価基準を整備し公表する。
- ② 教育評価については、学生による授業評価、教員相互評価等も考慮に入れて、厳正かつ客観的評価基準を整備し公表する。
- ③ 事務職員等の専門能力、業務処理能力、企画能力などを多面的に評価し、昇任、給与等人事の適正化に資するよう配慮する。

人件費削減の取組を行う。

④ 公正で一貫性のある採用・昇進の基準を作成し公開するとともに、評価の公平性を確保するシステムを整備する。

⑤ 評価結果は本人通知を原則とし、特に、優秀な教職員の顕彰制度を設ける。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

① 教員の任期付け採用や外国人教員の採用を実施し、人事の流動性と教育研究の活性化を図る。

② 教員以外の職員については、専門的職能集団に見合う多様な職種と、業務を処理するためのチーム構成を多様に編成し、人事の適正化を目指す。

③ 専門分野における教育・研究、診療に重点を置いた教員活動を評価する教員人事を基本とし、さらに、その他の評価指標での人事も可能にする。

④ 教育プログラム開発、大学での教育方法開発、その試行・結果分析等を専門とする教員を配置し、教育方法改善、教員の研修・指導、教育方法評価を実施する。

⑤ 若手研究員の雇用機会を高める制度を導入し、将来の教員、研究者等の育成を行う。

○任期制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

① 教員人事は公募によることを原則とする。

② 必要に応じて、条件が整備されているところでは新たに採用するポストの任期制への移行を検討する。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

・ 外国人の教員及び女性教員の採用促進の方策を検討する。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

① 事務職員等の人事は選抜によることを原則とし、専門的職能集団に見合う高い専門性、多様な専門性を持つ人材を多く配置するため、選考採用等の多様な採用システムを整備するとともに人事交流を推進する。

② コ・メディカル職員等の技術職員についても、他大学との人事交流や他の病院等との積極的な異動を進める。

③ 高度な専門的能力形成のための研修制度を充実する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

① 教職員定員の管理について、全学的な視点から最適な定員配置を決定する。

② 定員管理は、役員会での検討を経て、学長が決定する。

③ 教員、職員等の定員区分に捕らわれず、必要に応じ定員を計画的・効果的に設定する。

④ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

柔軟かつ効率的な事務体制，業務処理体制を構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ① 大学運営の企画立案に積極的に参画し，学長等執行部の支援強化を図るため，大学の運営企画・教育研究支援，資産管理・施設の運用，学生支援，病院の経営管理を担う機能を柱とした事務組織を構築する。
- ② 部門制，グループ制の導入により，リーダーを中心とした共同事務処理体制を推進する。
- ③ 事務職員の効率的な人員配置に努める。
- ④ 業務マニュアルの作成，事務情報化の推進及び事務処理の見直し等により合理化，効率化を推進する。
- ⑤ 事務組織の業務に関する点検・評価を行い，業務改善を図る。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・ 今後，検討を進め，事務の効率化等を図る。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・ 定型的業務や外部の専門的な能力を活用できる分野でアウトソーシングを推進する。

IV 財務内容の改善に関する目標

自主的な法人運営を可能にするために，財務資源と知的資源を増大させ，それらの有効な活用を図る。

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- ・ 産業界や地方公共団体との更なる連携に取り組み，地域への支援・貢献を推進するとともに，多様な外部資金を組織的に開拓・獲得する。
- ・ 病院収入を中心とした自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

業務の流れの見直しや，教職員の意識改革を図り構造的変革に努め，意欲的な企画・構想と情報技術を駆使した有効かつ効率的な執行の実現を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ① 産官学共同プロジェクトの推進等による寄附金の確保に努める。
- ② 研究内容・研究成果シーズの積極的PRを通じて社会との連携を強化し，外部資金の獲得を図る。
- ③ 科学研究費補助金等の競争的資金について，獲得額を上げるための支援体制を整備する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ① 教育研究の成果を生かした学術的・文化的企画を実施する。
- ② 附属病院において，病床稼働率の引き上げや平均在院日数の短縮等の数値目標を定め，診療報酬請求額の増加を図るとともに，診療報酬査定減の縮減にも努める。
- ③ 附属病院において，診療報酬の増収に繋がる新たな施設基準等の承認等を目指す。
- ④ 医学部においては，関連医療機関との連携を強化し，高度医療等に関するコンサルティング，技術指導等を効果的に推進し，外部資金の増収に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ① ISO14001の手法等に基づく行動計画を実施することによりエネルギー消費量及びごみ排出量の削減等を図る。
- ② 民間的発想のマネジメント手法を導入し，コスト意識の徹底，調達コストの削減及び会議・委員会等の整理・統合を図る。
- ③ 附属病院において，診療コストの原価計算及び診療報酬等のコストパフォーマンスの計算を行い，診療コスト意識の向上を図り，最新の病院情報を職員全体で共有化することにより医療費コスト削減に努める。

④ 適正な人員配置による人件費の抑制，ペーパーレス化等による経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- ・ 施設・設備の共同利用，広報の充実，快適なキャンパスライフ等を意識した資産の有効活用を図る。
- ・ 基礎的な分野への適切な予算配分に留意しつつ，費用対効果を意識した学内予算配分を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ① 施設設備の共同利用化を促進し，情報提供を徹底するなどして施設設備の有効活用を実現する。
- ② 地域の公共機関等への情報提供を図り，学校財産を積極的に地域活動等の使用に供する。
- ③ 効果的な予算執行を図るため，各事業に対する適切な評価を基にした学内予算配分制度を整備する。
- ④ ペイオフ対策や金融情勢の情報収集・分析等について，検討委員会を設置する等，資金管理システムを構築する。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実にに関する目標

各組織と個人について，それぞれ自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施し，評価結果を大学運営並びに個人の自己改善に十分に反映させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ① 教員にあっては，教育・研究・診療や社会貢献活動等について，客観的に評価する基準の制定と評価を実施する体制の整備を行う。
- ② 事務にあっては，業務目標の達成度及び貢献度を客観的に評価する基準を制定し，実効的運用を図る体制を整備する。
- ③ 第三者による「外部評価」を定期的の実施し，評価結果等を公表する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・ 評価結果に対する教職員の意見等も含め，評価結果を大学運営の改善に活用する方策の検討と体制の整備を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ① 大学広報センター等の設置により，広報の一元化と積極的な広報活動を推進する体制の整備を行う。
- ② 大学の各種情報を一元的に把握するデータベースを構築し，情報公開等に活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標

広報誌及びウェブサイトを活用し，大学のシーズ等各種情報の積極的な提供に努め，広報活動の強化及び情報公開の推進を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ① 施設の有効活用の徹底と弾力的なスペース配分を行う観点を重視した施設整備の長期構想を作成する。
- ② 最重点課題として「国立大学等施設緊急整備5カ年計画」等，大学施設整備に関する重要施策に基づき大学院施設の充実，卓越した研究拠点形成，国際化対応，老朽施設の

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ・ 施設整備に関する長期的な構想を策定し，計画的な施設整備・管理により「知の拠点」としての教育研究環境の質の向上を図る。
- ・ 施設マネジメントシステムを構築し，効率的かつ適切な施設管理・有効活用の推進を図る。

<p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全，並びに災害時の危機管理体制の整備・充実を図る。 ・ 全学的な環境マネジメントシステムを構築し，環境保全活動の推進を図るとともに，環境問題解決に向けて地域社会との連携促進を図る。 	<p>改善，先端医療に対応した大学附属病院施設・教育研究支援等に係る施設整備の推進により，アカデミックプランの具現化とともに，大学キャンパスにふさわしい環境形成を目指す。</p> <p>③ 施設整備の PFI 事業化，産・官・学・市民との広範な連携を通じ外部資金等による施設設備の整備等，大学の整備充実に向け，積極的な整備手法の推進に努める。</p> <p>○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <p>① 点検評価に基づくスペース運用等効率的な施設管理運営システム（マネジメントサイクル）を構築する。</p> <p>② 既存施設のデータベース化を図り，有効活用に資する。</p> <p>③ 学内諸施設の整備状況や劣化状況等を点検し，具体的な機能保全・維持管理（プリメンテナンス）計画を策定し，その実施を推進する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>[安全確保]</p> <p>① 「労働安全衛生法」に基づく安全管理委員会の設置，安全衛生管理規程の制定，安全衛生管理に対する点検と見直し等，安全衛生，危機管理体制を構築する。</p> <p>② 不審者の学校侵入防止監視システム及び，盗難・事故防止若しくは機密の保持を含む全学的なセキュリティ対策を策定し，実行可能なものから速やかに着手する。</p> <p>[環境保全]</p> <p>① ISO14001 の認証取得の全学への拡大を視野に入れ，ゴミ対策及び汚染防止など環境保全の推進を図る。</p> <p>② 大学における環境保全活動の学内外への公表を積極的に推進し，公開講座・市民講座を開催し，特に地域の小中高等学校の ISO14001 認証取得を支援する。</p> <p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <p>① 実験・実習中の事故等の予防，問題発生時の対応等のマニュアルを作成し，学生に対する安全管理教育を行う。</p> <p>② 授業及び課外活動における傷害補償並びに賠償補償の一環として，学生教育研究災害傷害保険，学生総合保障，スポーツ安全協会傷害保険などへの加入を積極的に勧める。</p>
	<p>(その他の記載事項)</p> <p>VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 28億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>

- 重要な財産を担保に供する計画
医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について担保に供する。
- 重要な財産を譲渡する計画
 - 1 文京キャンパスの土地の一部(福井県福井市文京3-9-1, 510.00㎡)を譲渡する。
 - 2 松岡キャンパスの土地の一部(福井県吉田郡松岡町下合月23-3, 201.20㎡)を譲渡する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・松岡団地(医病)基幹・環境整備(蒸気配管)	799	施設整備費補助金(307)
・小規模改修		船舶建造費補助金(0)
・災害復旧工事		長期借入金(492)
・先端医療画像センターによるがん検診システム		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (0)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・ 教育研究活動の活性化及び円滑な運営を図る観点から、「全学定員配置に関する基本方針」及び「効果的な職員の定員配置方針」を策定し、大学の戦略的な事業を実現するなど、必要に応じて、学長が機動的に定員を運用できる方策を検討し、定員の計画的・効果的な配置を行う。
- ・ 外国人教員の採用の促進、プロジェクト採用等による任期制の活用
- ・ 事務職員の専門的能力形成のための研修制度を充実する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 76,260百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担
 (PFI事業)
 なし
 (長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目 標期間 小計	次期以 降償還 額	総債務 償還額
長期借 入金償 還金	478	479	524	524	524	526	3,055	3,829	6,884

(リース資産)
 なし

4. 災害復旧に関する計画

平成16年12月に発生した落雷等により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画	
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)	
学部	教育地域科学部 医学部 工学部	平成 16 年度	教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 工学部 2,225人
研究科	教育学研究科 医学系研究科 工学研究科		教育学研究科 134人 (うち修士課程 134人) 医学系研究科 144人 〔うち修士課程 24人 博士課程 120人〕 工学研究科 551人 〔うち博士前期課程 461人 博士後期課程 90人〕
	特殊教育特別専攻科	平成 17 年度	教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 工学部 2,190人
			教育学研究科 134人 (うち修士課程 134人) 医学系研究科 144人 〔うち修士課程 24人 博士課程 120人〕 工学研究科 568人 〔うち博士前期課程 478人 博士後期課程 90人〕

中期目標

中期計画

平成18年度	教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 工学部 2,175人
	教育学研究科 134人 (うち修士課程 134人) 医学系研究科 144人 (うち修士課程 24人 博士課程 120人) 工学研究科 578人 (うち博士前期課程 478人 博士後期課程 100人)
平成19年度	教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 工学部 2,160人
	教育学研究科 134人 (うち修士課程 134人) 医学系研究科 144人 (うち修士課程 24人 博士課程 120人) 工学研究科 588人 (うち博士前期課程 478人 博士後期課程 110人)

中期目標

中期計画

平成 20 年度	教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 工学部 2,160人
	教育学研究科 134人 [うち修士課程 104人 専門職学位課程 30人] 医学系研究科 144人 [うち修士課程 24人 博士課程 120人] 工学研究科 598人 [うち博士前期課程 478人 博士後期課程 120人]
平成 21 年度	教育地域科学部 640人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 工学部 2,160人
	教育学研究科 134人 [うち修士課程 74人 専門職学位課程 60人] 医学系研究科 144人 [うち修士課程 24人 博士課程 120人] 工学研究科 598人 [うち博士前期課程 478人 博士後期課程 120人]

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

国立大学法人福井大学
(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	60,719
施設整備費補助金	307
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,632
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	80,988
授業料及入学金検定料収入	17,933
附属病院収入	62,384
財産処分収入	0
雑収入	671
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	4,843
長期借入金収入	492
計	149,981
支出	
業務費	133,729
教育研究経費	59,121
診療経費	56,544
一般管理費	18,064
施設整備費	799
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	4,843
長期借入金償還金	10,610
計	149,981

〔人件費の見積もり〕

中期目標期間中総額 76,260百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積もりについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人福井大学退職手当規程に基づいて支給することとするが運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I 〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

①「一般管理費」：管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営費の総額。
L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。(D (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F (y - 1) は、直前の事業年度におけるF (y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II〔特定運営費交付金対象事業費〕

⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度におけるJ (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③・⑧) を対象。

E (y) : 教育研究診療経費 (⑨)、附置研究所経費 (⑩)、附属施設等経費 (⑪) を対象。

F (y) : 教育等施設基盤経費 (④) を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 (⑫) を対象。

H (y) : 入学料収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑭) を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費 (15), 債務償還経費 (16), 附属病院特殊要因経費 (17) を対象。

J(y) : 附属病院収入 (18) を対象。(J'(y) は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y) は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費 (1) を対象。

M(y) : 特殊要因経費 (13) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入の授業料及入学検定料収入については、入学定員及び収容定員等の増減要因を、雑収入については、過去の実績等をもとに、又、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績等に基づき試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期計画を達成するため必要となる経費を試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

国立大学法人福井大学

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	142,476
業務費	133,442
教育研究経費	13,130
診療経費	36,067
受託研究費等	2,208
役員人件費	635
教員人件費	45,774
職員人件費	35,628
一般管理費	3,551
財務費用	1,633
雑損	0
減価償却費	3,850
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	147,503
運営費交付金	59,603
授業料収益	14,821
入学金収益	2,346
検定料収益	505
附属病院収益	62,384
受託研究等収益	2,208
寄附金収益	2,433
財務収益	0
雑益	671
資産見返運営費交付金等戻入	900
資産見返寄附金戻入	115
資産見返物品受贈額戻入	1,517
臨時利益	0
純利益	5,027
総利益	5,027

(注1) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注2) 受託研究費等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

国立大学法人福井大学
(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	152,006
業務活動による支出	136,376
投資活動による支出	2,995
財務活動による支出	10,610
次期中期目標期間への繰越金	2,025
資金収入	152,006
業務活動による収入	146,550
運営費交付金による収入	60,719
授業料及び入学金検定料による収入	17,933
附属病院収入	62,384
受託研究等収入	2,208
寄附金収入	2,635
その他の収入	671
投資活動による収入	2,939
施設費による収入	2,939
その他の収入	0
財務活動による収入	492
前期中期目標期間よりの繰越金	2,025

(注1)施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

(注2)前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額 2,025百万円が含まれている。